

# REPORT III

## 厚生年金制度改正の財政効果

社会研究部門（年金フォーラム） 森 茂雄・長沼 建一郎

### 1. はじめに

厚生年金制度は1994年の再計算以降の経済状況およびさらに進む少子化の影響を受け、このままでは最終保険料率が月収の34%にもなり、他の租税・社会保障負担と合わせた国民負担率が50%を超えることが明らかになってきていた。このことは負担水準が高すぎるというだけでなく、後からくる世代ほど負担が高くなるという世代間不公平の問題も生じさせていた。今回1999年の制度改正・再計算は最終保険料率の水準を下げ、世代間不公平もできるだけ縮小して、安定的に持続可能な制度に見直すことが主眼であった。

現在の厚生年金制度は公平を期するための各種の経過措置などもあって、いささか複雑な面もあるが、基本的にはその年ごとに必要な給付をその年ごとの保険料で賄っていく賦課方式に

近い仕組みであるから、保険料率が高くなりすぎるのを防ごうとすれば、給付額の増加を抑制する、あるいは減少させる方策が必要である。

今回の制度見直しでは、将来に向かって給付額の増加を抑制し、あるいは削減を図るいくつかの改正が行われたが、それぞれの制度改正の意味やその効果・影響の大きさなどについて、ニッセイ基礎研究所の厚生年金「簡易試算モデル」を使って検討し、確認した。現状のより正確な把握と、次期見直しに備えた数量的な検討の素材となれば幸いである<sup>(注1)</sup>。

### 2. 給付の増加抑制・削減

改正前の状態では、給付額は2000年度の19兆円から2025年度41兆円、2050年度77兆円に増加し、これにつれて最終保険料率は2024年度以降、月収の34.5%に増加する、というものであった。

図表 - 1 給付の削減率

	改正前		改正後		給付の削減率
	保険料率	給付額	保険料率	給付額	
2000年度	19.35%	19兆円	17.35%	19兆円	1%
2025年度	34.5	41	25.2	30	26
2050年度	34.5	77	25.2	55	29

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

(注) 基礎年金の国庫負担率(2004年度~)は1/2のケース

図表 - 2 改正点ごと単独の効果

(単位：兆円、%)

年度	改正前	賃金スライド凍結		一律5%削減		65歳支給開始		改正後(計)					
		差額	比	差額	比	差額	比	差額	比	比			
2000	18.9	18.9	0.0	0.0	18.7	-0.2	-0.9	18.9	0.0	0.0	18.7	-0.2	-0.9
1	19.8	19.8	0.0	0.0	19.6	-0.2	-1.1	19.8	0.0	0.0	19.6	-0.2	-1.1
2	20.8	20.8	0.0	0.0	20.6	-0.3	-1.3	20.8	0.0	0.0	20.6	-0.3	-1.3
3	22.1	22.1	0.0	0.0	21.8	-0.3	-1.4	22.1	0.0	0.0	21.8	-0.3	-1.4
4	23.9	23.2	-0.7	-3.0	23.5	-0.4	-1.6	23.9	0.0	0.0	22.8	-1.1	-4.5
2005	24.6	23.9	-0.7	-2.7	24.2	-0.4	-1.7	24.6	0.0	0.0	23.5	-1.1	-4.4
6	25.2	24.6	-0.6	-2.5	24.8	-0.5	-1.8	25.2	0.0	0.0	24.1	-1.1	-4.3
7	26.0	25.4	-0.6	-2.3	25.4	-0.5	-2.0	26.0	0.0	0.0	24.8	-1.1	-4.3
8	27.1	26.5	-0.6	-2.1	26.5	-0.6	-2.2	27.1	0.0	0.0	25.9	-1.2	-4.3
9	29.1	27.7	-1.4	-4.8	28.4	-0.7	-2.4	29.1	0.0	0.0	27.0	-2.1	-7.1
2010	30.2	28.8	-1.3	-4.4	29.4	-0.8	-2.6	30.2	0.0	0.0	28.1	-2.1	-7.0
11	31.3	30.1	-1.3	-4.1	30.5	-0.9	-2.7	31.3	0.0	0.0	29.2	-2.1	-6.7
12	32.0	30.8	-1.2	-3.8	31.1	-0.9	-2.9	32.0	0.0	0.0	29.9	-2.1	-6.6
13	32.4	31.2	-1.2	-3.6	31.4	-1.0	-3.1	31.6	-0.8	-2.5	29.5	-2.9	-9.0
14	34.2	32.1	-2.1	-6.2	33.1	-1.1	-3.2	33.4	-0.8	-2.4	30.3	-4.0	-11.6
2015	34.7	32.7	-2.0	-5.8	33.6	-1.2	-3.4	33.9	-0.8	-2.4	30.8	-4.0	-11.4
16	35.2	33.3	-1.9	-5.5	34.0	-1.2	-3.5	33.6	-1.7	-4.8	30.5	-4.7	-13.4
17	35.6	33.8	-1.8	-5.2	34.4	-1.3	-3.6	34.0	-1.6	-4.6	31.0	-4.6	-13.0
18	35.7	34.0	-1.7	-4.9	34.4	-1.3	-3.8	33.7	-2.0	-5.6	30.8	-4.9	-13.8
19	37.6	34.8	-2.8	-7.4	36.1	-1.5	-3.9	34.6	-3.0	-8.1	30.6	-7.0	-18.7
2020	38.0	35.4	-2.6	-6.9	36.5	-1.5	-4.0	34.9	-3.1	-8.2	31.0	-7.0	-18.5
21	38.3	35.8	-2.5	-6.5	36.7	-1.6	-4.1	34.8	-3.5	-9.3	31.0	-7.3	-19.2
22	38.6	36.2	-2.3	-6.0	37.0	-1.6	-4.2	34.0	-4.5	-11.7	30.4	-8.2	-21.2
23	38.9	36.7	-2.2	-5.6	37.2	-1.7	-4.3	34.3	-4.6	-11.9	30.7	-8.2	-21.0
24	40.9	37.6	-3.3	-8.0	39.1	-1.8	-4.3	35.4	-5.4	-13.2	30.8	-10.1	-24.6
2025	41.4	38.3	-3.1	-7.4	39.5	-1.8	-4.4	34.7	-6.7	-16.2	30.2	-11.1	-26.9
26	41.5	38.7	-2.9	-6.9	39.7	-1.9	-4.5	34.9	-6.7	-16.1	30.6	-10.9	-26.4
27	42.1	39.5	-2.7	-6.3	40.2	-1.9	-4.5	34.7	-7.5	-17.7	30.6	-11.6	-27.5
28	42.8	40.3	-2.5	-5.8	40.8	-2.0	-4.6	35.0	-7.8	-18.2	31.0	-11.7	-27.5
29	45.6	41.7	-4.0	-8.7	43.5	-2.1	-4.6	37.1	-8.5	-18.6	31.6	-14.0	-30.6
2030	46.4	42.7	-3.7	-8.0	44.3	-2.2	-4.7	37.1	-9.3	-20.1	31.9	-14.6	-31.4
31	47.4	44.0	-3.5	-7.3	45.2	-2.2	-4.7	37.4	-10.1	-21.2	32.3	-15.1	-31.8
32	48.6	45.4	-3.2	-6.6	46.3	-2.3	-4.7	38.1	-10.5	-21.5	33.3	-15.3	-31.5
33	49.9	46.8	-3.0	-6.0	47.5	-2.4	-4.8	38.9	-10.9	-21.9	34.2	-15.6	-31.4
34	53.7	49.0	-4.7	-8.7	51.1	-2.6	-4.8	41.8	-11.9	-22.2	35.3	-18.3	-34.2
2035	55.0	50.6	-4.4	-8.0	52.4	-2.6	-4.8	42.8	-12.2	-22.2	36.6	-18.4	-33.4
36	56.2	52.1	-4.1	-7.3	53.5	-2.7	-4.8	43.9	-12.3	-21.9	37.9	-18.3	-32.6
37	57.4	53.5	-3.8	-6.7	54.6	-2.8	-4.8	45.1	-12.3	-21.4	39.3	-18.0	-31.5
38	58.5	54.9	-3.6	-6.1	55.7	-2.8	-4.8	46.4	-12.1	-20.7	40.8	-17.7	-30.2
39	62.5	57.0	-5.6	-8.9	59.5	-3.0	-4.8	50.1	-12.4	-19.9	42.4	-20.1	-32.1
2040	63.6	58.3	-5.2	-8.2	60.5	-3.1	-4.8	51.3	-12.2	-19.2	43.9	-19.6	-30.9
41	64.3	59.5	-4.9	-7.6	61.2	-3.1	-4.8	52.4	-12.0	-18.6	45.2	-19.1	-29.7
42	65.1	60.6	-4.5	-7.0	62.0	-3.1	-4.8	53.3	-11.8	-18.2	46.4	-18.7	-28.7
43	65.9	61.6	-4.2	-6.4	62.7	-3.2	-4.8	54.1	-11.7	-17.8	47.5	-18.4	-27.9
44	70.0	63.4	-6.6	-9.4	66.6	-3.4	-4.8	57.7	-12.3	-17.6	48.7	-21.3	-30.5
2045	70.7	64.6	-6.2	-8.7	67.3	-3.4	-4.8	58.5	-12.3	-17.3	49.8	-20.9	-29.6
46	71.4	65.6	-5.8	-8.1	68.0	-3.5	-4.8	59.2	-12.2	-17.1	50.8	-20.6	-28.8
47	72.1	66.6	-5.4	-7.5	68.6	-3.5	-4.8	59.9	-12.2	-16.9	51.8	-20.2	-28.1
48	72.7	67.6	-5.1	-7.0	69.2	-3.5	-4.9	60.6	-12.1	-16.6	52.9	-19.8	-27.3
49	76.9	69.2	-7.7	-10.0	73.2	-3.7	-4.9	64.4	-12.5	-16.3	54.0	-22.9	-29.8
2050	77.4	70.2	-7.2	-9.3	73.6	-3.8	-4.9	65.1	-12.3	-15.9	55.1	-22.3	-28.9
累計	2290.3	2138.0	-152.3	-6.6	2194.5	-95.8	-4.2	1973.4	-316.9	-13.8	1747.7	-542.6	-23.7

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

今回の改正はこの給付額を図表 - 1 のように抑制し、最終保険料率を25.2%に抑えたものである。以下、改正点ごとにその効果をみていく。

- (1) 受給開始後の受給額に対する賃金スライド制の凍結  
 これまでは裁定後(受給開始後)の受給額は

物価上昇率に応じて毎年改定されるほか、5年ごとの再計算時に過去5年間の賃金上昇率との差額分が改定され、結局、毎年賃金上昇率に応じて改定されると近い改定がなされていた。

これを今後、凍結し、物価上昇率による改定のみとする。廃止ではなく凍結としたのは、将来その差が大きくなりすぎた場合には一定の政

策的改定ができる含みを残したためである。

その抑制効果は最初の再計算時である2004年度からあらわれ、2010年代には他の改正と比較して最も大きな抑制効果となる。2000年度から2050年度までの累計では約150兆円、6.6%程度の抑制効果と見られる(図表-2)

(2) 一律5%の給付削減

新規に老齢厚生年金の額を裁定する際の乗数7.5/1000を5%下げ、7.125/1000とすることによって、一律に年金裁定額を5%削減する改正で、当簡易試算モデルにおいては経過措置を反映させていないので、その効果は2000年度からあらわれるが、当初の効果は他の改正と比較すれば小さく、2050年度に4.9%と、次第に5%に近づく。

2000年度から2050年度までの累計では約96兆円、4.2%の削減効果である(図表-2)

(3) 報酬比例部分の65歳支給開始

現在は60歳から支給されている「特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)」の支給開始年齢を順次65歳まで引き上げる(支給開始を遅らせる)改正で、男性は2013年から2025年にかけて、女性は2018年から2030年にかけて実施する。その効果は2013年度からあらわれ、2030年度に

図表-3 期間ごと削減効果

期間	改正前 給付額	改正後		
		給付額	削減額	削減率
2000 - 2010年度	268兆円	257兆円	11兆円	4.0%
2011 - 2020年度	347	304	43	12.5
2021 - 2030年度	417	309	108	25.9
2031 - 2040年度	553	376	177	31.9
2041 - 2050年度	707	502	204	28.9

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

図表-4 累計削減効果

	改正前 給付額	改正後		
		給付額	削減額	削減率
2000-2025年度累計	813兆円	714兆円	99兆円	12.2%
2000-2050年度累計	2290	1748	543	23.7

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

ピークを迎えるが、その後も比較的大きな抑制効果を示す。

2000年度から2050年度までの累計では約317兆円、13.8%の抑制効果と推計され、今回の改正項目の中では最も大きな影響を示している(図表-2)

(4) 在職老齢年金制度の適用を69歳まで拡大

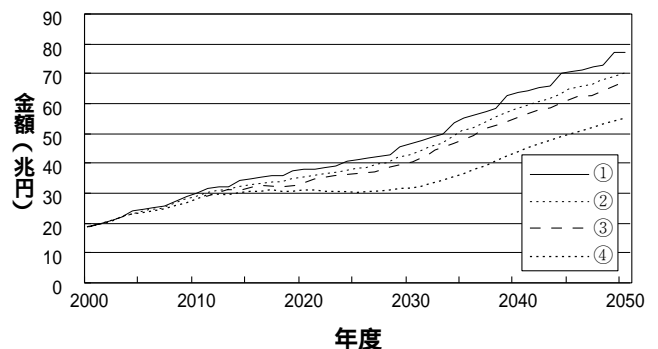
現在60~64歳に適用されている在職老齢年金制度(賃金の大きさに応じて報酬比例部分の一部を減額する制度)を65~69歳にまで拡大する改正。その効果は2002年度からあらわれる。その大きさは当簡易試算モデルでは推計できなかったが、他の改正項目と比較すればより少ないものと推測される。

以上の改正により、給付額は年度を追うごとに抑制・削減率を高め、2030年度以降は各年度ともほぼ30%前後の削減率となる(図表-3)

また2000年度から2050年度までの累計では約540兆円、24%の削減効果となる(図表-4)

なお、これらの抑制・削減効果を単独の効果ではなく累積効果として図示すると図表-5(給付の抑制・削減効果)となる。ここでは①が改正前の給付額、②が賃金スライド凍結の効

図表-5 給付の抑制・削減効果



(資料) ニッセイ基礎研究所試算

果、③は賃金スライド凍結効果+5%削減効果、④はさらに65歳支給開始の効果を加えたものである。

### 3. 保険料率、その他の見直し

給付の抑制・削減に伴い保険料収入、保険料率の必要額も低下させることができる。このとき制度運営に必要な保険料収入の最低限度は、①原則として単年度収支がマイナスにならないこと、②年度末積立金は翌年度必要給付額の3倍程度の水準を維持すること（積立倍率）の二つを目安とし、③5年ごとの再計算時に保険料率をほぼ2.5%程度ずつ引き上げ、2024年度以降一定水準（最終保険料率）となるよう定められる。

給付関係の改正に加え、保険料率に影響を与えるいくつかの改正の効果・影響を以下、順を追って見ていく。

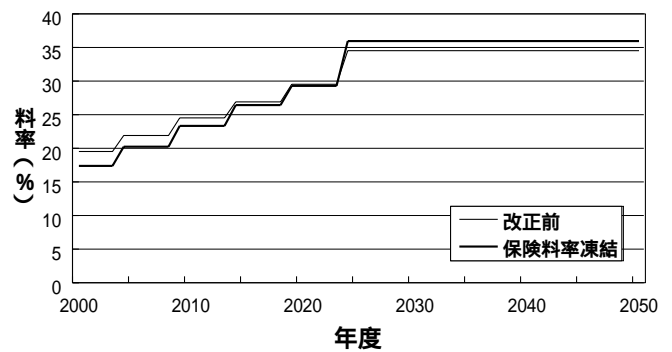
#### (1) 当面の保険料率引き上げの凍結

改正前の保険料率引き上げスケジュールによれば、今回見直しでは保険料率は17.35%から2.15%引き上げて19.5%とし、その後5年ごとに2.5%ずつ引き上げる予定であったが、景気の状態などを考慮して、17.35%からの引き上げが凍結された。

その影響は大きく、凍結が次回見直し（2004年）まで続き、また仮に給付抑制・削減の改正がなかったとすれば、2004年度以降5年ごとに2.5%ずつ引き上げていく計画では、前出①②の条件を充たすことは困難となり、引き上げ幅を3%とし、2024年度以降の最終保険料率を36%程度にまで引き上げる必要をもたらしたと思われる。

これを改正前の保険料率計画と比較すると、

図表 - 6 保険料率引き上げ凍結の影響



(資料) ニッセイ基礎研究所試算

図表 - 6 のようになり、負担の先送り、世代間不公平の助長といわざるを得ない。

#### (2) 賃金スライドの凍結

保険料率の引き上げは当面凍結する一方、給付面で賃金スライドの凍結のみを実施した場合、想定される保険料率は2004年度以降、5年ごとに2.5%ずつ引き上げるスケジュールに復帰するが、最終保険料率に到達するのは改正前の場合よりも5年遅れ、2029年度から34.5%程度になったものと思われる。

#### (3) 一律5%の給付削減

上記に一律5%の給付削減を加えた場合には、保険料率は2.5%ずつの引き上げを経て、2024年度以降、最終保険料率33%程度になったものと思われる。

#### (4) 65歳支給開始

さらに65歳支給開始を織り込むと2024年度以降の最終保険料率は27.6%となる。

これは厚生省の公表数値であり、このとき2050年度近辺では単年度収支がマイナスになる。厚生省の公表数値ではこれは一時的なものであり、2060年度近辺ではプラスに転じていることを示しているが、当簡易試算モデルでは2050年度までしか推計できない。

図表 - 7 保険料率、保険料の低下 (単位:兆円、%)

年度	改正前		改正(1/3)			改正(1/2)		
	料率	額①	料率	額②	対①比	料率	額	対②比
2000	19.5	24.3	17.35	22.9	-5.8	17.35	22.9	0
2010	24.5	40.0	22.35	36.5	-8.8	20.95	34.2	-6.3
2020	29.5	57.8	27.35	53.6	-7.3	25.20	49.4	-7.8
2030	34.5	81.5	27.60	65.2	-20.0	25.20	59.5	-8.7
2040	34.5	94.5	27.60	75.6	-20.0	25.20	69.0	-8.7
2050	34.5	109.1	27.60	87.3	-20.0	25.20	79.7	-8.7

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

保険料の額でみると改正前に比べ、ほぼ20%の低下になる(図表-7)

(5) 基礎年金の国庫負担を1/2に引き上げ

厚生年金の保険料のうちから一定の金額が基礎年金会計に払い込まれ(基礎年金拠出金)厚生年金被保険者、第三号被保険者の基礎年金部分の給付の財源に充てられている。この拠出金額のうち、国庫負担部分(現在は1/3)が戻入される。この国庫負担割合が財源手当のうえ2004年10月から1/2に引き上げられる可能性がある。

この戻入額は、財政計算上は収入として扱うが、事実上拠出金の減額として「支出の減少」とみることとも可能である。

その金額は、2025年までの累計では約70兆円となり、今回の諸改正による給付削減効果の2025年度までの累計約99兆円の70%程度の大きさを持つ。また2050年までの累計でも約220兆円となり、同じく今回改正の給付削減効果543兆円の40%程度の大きさになる。

このとき保険料率は5年ごと2.5%引き上げのスケジュールで、最終保険料率への到達を10年早め、2014年度以降24.85%での運営が可能と思われる。

厚生省の公表数値では当初(2004年度)の引き上げ幅を1.3%、以後2.3、2.3、1.95%と、引き上げ幅をよりマイルドにしつつ、最終保険料率

を2019年度から25.2%としたように思われる。

保険料でみると国庫負担1/3のケースと比べてさらに8.7%の低下となる(図表-7)

(6) 保険料算定ベースを総収入に

従来、厚生年金保険料は標準報酬月額の一一定率と定められており、賞与は保険料計算のベースから外されていた。このため賞与のウェイトの大小による不公平も生じていた。このため1995年度からは賞与からも1%の保険料を徴収することとしたが、今回これをさらに進め、標準報酬月額および賞与について同率の保険料徴収を行うこととした。

ただし収入の増加が目的ではないことから、その保険料率は下げ、収入総額は変えないこととした。

具体的には賞与の平均額を月例標準報酬の3割(月数でいえば3.6ヶ月)とみなし、現在の[月例×17.35%+賞与×1%]と総額が等しくなる保険料率を13.58%としている。

$$(17.35\% \times 12\text{ヶ月} + 1\% \times 3.6\text{ヶ月}) / (12\text{ヶ月} + 3.6\text{ヶ月}) = 13.58\%$$

この改正は制度の財政計算上は中立であるが、これによって賞与の大小による実質負担の不公平は緩和され、所得(年収)に対する負担率も一層明確になる。賞与の額は150万円を上限としている。

図表 - 8 必要積立金への影響

年度	現役被保険者部分										受給者部分									
	改正前		スライド凍結		5%削減		65歳支給開始		改正後		改正前		スライド凍結		5%削減		65歳支給開始		改正後	
	額①	対①	額	対①	額	対①	額	対①	額	対①	額②	対②	額	対②	額	対②	額	対②	額	対②
	兆円	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
2000	191	178	-6.7	182	-4.3	179	-6.1	159	-16.6	260	245	-6.0	257	-1.4	260	0.0	241	-7.3		
2005	208	194	-7.0	199	-4.6	187	-10.1	165	-20.8	320	295	-7.8	312	-2.5	320	0.0	288	-10.1		
2010	218	202	-7.1	208	-4.7	184	-15.7	160	-26.4	389	354	-9.0	376	-3.4	389	0.0	342	-12.1		
2015	244	227	-7.1	233	-4.7	193	-20.8	168	-31.2	433	389	-10.1	415	-4.1	431	-0.4	372	-14.1		
2020	283	262	-7.1	269	-4.7	217	-23.1	188	-33.4	464	413	-11.0	443	-4.5	456	-1.7	387	-16.6		
2030	340	315	-7.1	324	-4.7	260	-23.5	225	-33.8	592	521	-12.0	563	-4.9	563	-4.8	469	-20.8		
2040	366	340	-7.1	348	-4.7	280	-23.4	242	-33.7	814	714	-12.3	774	-4.9	779	-4.3	646	-20.7		
2050	434	403	-7.1	414	-4.7	332	-23.4	288	-33.7	941	818	-13.1	895	-4.9	906	-3.7	745	-20.9		

(資料) ニッセイ基礎研究所試算

#### 4. 民営化議論への影響

今回の見直しに先立って厚生年金制度の民営化(事実上厚生年金制度の廃止)を主張する議論があったが、見直しまでの期間が短かったこともあり、その議論は充分には煮詰まらなかった。この議論に際して最も大きな課題は巨額の「二重の負担」の問題で、民営化すべきとの議論がたとえ正当であったとしても現実に実行可能なのか、巨額の二重負担は理論的にも技術的にもどのように解決されるのか、といった点にあるように思われる。

仮に民営化のために現行制度を他の運営主体に移管する場合、または廃止・解散とした場合、既に受給している受給者への将来給付のための資金とともに、既に制度に加入し、一定の保険料を払い込んできた被保険者にその払い込み済期間に対応した将来給付のための資金が必要である。

このような資金を仮に「必要積立金」と呼ぶ。基本的には賦課方式に近い方式で運営されている厚生年金制度が、仮に積立方式であったなら現在どれだけの積立金があるべきか、という意味である。

この必要積立金の大きさはほぼ給付制度によって決定される。これが今回の諸改正によってどのような影響を受けたのか、以下みていく(注)。

当簡易試算モデルによれば、改正前の状態では2000年度末の必要積立金は現役被保険者部分で190兆円、受給者部分で260兆円、合計450兆円である。ここから、制度がいま現実に有している積立金177兆円を差し引いた273兆円を仮に「不足積立金」と呼ぶ。

##### (1) 現役被保険者部分の必要積立金

給付の抑制・削減の効果は、現実の支払いが減少するまでに一定のタイムラグを持つのに対し、理論上の計算である必要積立金の減少は改正初年度からあらわれる。

今回の制度改正の結果、現役被保険者部分の必要積立金は改正前の水準と比べ、2000年度約17%から順次減少率を高め、2020年度以降ほぼ34%弱の減少となる。

影響の大きさをみると賃金スライドの凍結効果が全期間を通じてほぼ7%、一律5%の給付削減効果がほぼ4~5%であるのに対し、65歳支給開始の導入効果は当初の6%から順次減少率を高め、ほぼ23%台の減少となり、最大の影響をもたらしている(図表-8)

## (2) 受給者部分の必要積立金

同じく受給者部分の必要積立金は改正前の水準と比べ、2000年度には7%、2025年度以降は21%前後の減少となるが、最大の影響をもたらしているのは賃金スライドの凍結である（図表-8）

以上の結果、必要積立金の合計額は改正前の水準と比べてほぼ25%の減少となり、現役被保険者部分160兆円、受給者部分240兆円、合計400兆円となり、現実の積立金を差し引いた不足積立金は223兆円となる。

## (3) 不足積立金を解消する保険料率

上記の不足積立金を解消する、すなわち厚生年金制度が、ここでいう必要積立金と同額の積立金を持つ状態が、制度の収束、民営化が可能となる状態である。その状態を合理的に、現実的に作れるのかどうか民営化議論のきわめて大きなポイントになる。また当然、一定の資金が必要であり、それを誰が負担するのかが主要な論点になろう。

ここでは誰が負担するのかの議論に先立ち、どれほど必要なかを試算してみると、仮に追加保険料によって2004年度から20年間で不足積立金を解消する場合に必要な追加保険料率は6.1%程度、30年間であれば3.7%程度であった。また別途、資金の投入を行うとした場合の必要資金は、20年間で実現しようとするれば毎年10.2兆円、30年間では6.7兆円程度となる。

なお今回使用した「簡易試算モデル」の諸数値を〔付表〕として次頁に付した。

-----  
(注1) ニッセイ基礎研究所の厚生年金「簡易試算モデル」は1998年10月に開発公表したものを今回の改正・再計算にあわせて改定したもので、アプローチの仕方などが異なるため、厚生省発表の諸数値とは必ずしも一致しない部分もあるが、数値の絶対値に過度にこだわらず、変化の方向や概数を把握するには有用である。

(注2) ニッセイ基礎研究所「簡易試算モデル」で算出される必要積立金の額は1998年の発表時点で一旦、厚生省の公表数値に合致させたが、その後の実績値の取り方が確定していないため、2000年度の数値が今後公表される諸数値に対してどの程度の誤差をもつかが明らかではない。従って以下の数値については「モデル発表時と全く同様のロジックで、できるだけ最新のデータを反映させたもの」とご理解頂きたい。

